

個人事業主の方へ

マイナンバー制度の導入に伴い、個人事業主の方は、総括表に個人番号（12桁のマイナンバー）をご記載の上、番号・本人確認書類の写しを添付してください。

《番号・本人確認書類の例》

- 個人番号カードの両面（表・裏） ► 通知カード+運転免許証／パスポート等

租税条約の適用について

租税条約に基づき、市・県民税の免除を受ける従業員については、個人別明細書の摘要欄に免除対象額および該当条項「〇〇条約〇〇条該当」を朱書きの上、管轄税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の写しを、令和8年3月16日(月)までにご提出ください。

所在地・名称等の変更について

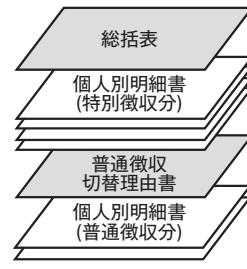
給与支払報告書の提出後、所在地、名称の変更や会社の合併・分割等があった場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出ください。

ご注意ください

- 提出期限を過ぎて給与支払報告書を提出された場合、新年度6月分からの特別徴収(税額決定通知の送付)が間に合わないことがあります。必ず期限内にご提出ください。
- 個人別明細書の記載誤り等により再度提出する場合には、摘要欄に朱書きで「訂正分」と記載してください。記載がない場合、税額が正しく計算されないことがあります。また、総括表等も再度添付してください。
- 給与所得者異動届出書、特別徴収切替依頼書、特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書について、新年度当初から反映を希望する場合は、4月15日までにご提出ください。

提出方法と送付先

下図の順に束ねてご提出ください。



送付先(点線で切り取り、宛名ラベルとしてご利用ください)
〒346-8501
埼玉県久喜市下早見85番地の3
久喜市役所 市民税課
給与支払報告書 在中

電子提出義務について

令和3年1月以後提出する給与支払報告書については、前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときは、e L T A X (エルタックス) 等による電子提出が義務付けられています。

当市では、電子提出を推奨しており、100枚未満の提出においてもe L T A Xをご利用くださいますよう、ご協力ををお願いいたします。

特別徴収税額決定通知の受取方法について

e L T A Xにより給与支払報告書を提出した事業所においては、特別徴収税額通知について、特別徴収義務者用・納税義務者用の受取方法をそれぞれ選択することができます。

e L T A Xでの受取方法の選択は下記のとおりとなりますので、ご注意ください。

	特別徴収義務者用	納税義務者用
①	電子データ(正本)	電子データ
②	電子データ(正本)	書面
③	書面(正本)	電子データ
④	書面(正本)	書面

- 電子データ(正本)を選択された場合、書面での通知はいたしません。
- 納税義務者用の受取方法を電子データで希望する場合、受給者番号の入力が必須です。
※受給者番号が空欄等、不備がある場合は、当市で任意の番号を附番します。
- 給与支払報告書を複数回提出された場合、原則、最後に選択された受取方法により通知いたします。
- 他自治体のみに給与支払報告書を提出した特別徴収義務者が、当市での受取方法について電子データを希望する場合は、お申し出ください。
- 給与支払報告書の提出後、税額通知の受取方法や通知先メールアドレスについて変更を希望される場合は、「特別徴収税額通知の受取方法等の変更依頼書」を提出ください。
※新年度当初からの反映を希望する場合は、3月31日までにご提出ください。

★ e L T A Xの導入等については、以下のホームページをご覧ください。
<e L T A Xホームページ: <https://www.eltax.lta.go.jp>>

問合せ先

久喜市役所市民税課 市民税第2係 TEL 0480-22-1111 (代表) 内線2687～2688